

江差税務署からのお知らせ

◆申告書は、自分で作成してお早めに！

平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出期限は3月16日(月)、消費税及び地方消費税(個人事業者)の確定申告書の提出期限は3月31日(火)です。

期限間近になりますと、税務署は大変混雑しますので、確定申告書は「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」を参考に「自分で作成し、お早めに提出して下さい。」

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、印刷して郵送等により提出することができます。



なお、税務署などの確定申告会場にお越しの際には、「前年の申告書控え」「確定申告に必要な書類及び印鑑をご持参下さい」「確定申告のお知らせ」が届いている方はそのお知らせも持参して下さい。」

税務署の閉庁日(土・日曜日、祝日等)は、税務署での確定申告の受付は行っておりませんので、ご注意ください。

◆復興特別所得税の記載漏れにご注意ください！

東日本大震災からの復興のための財源を確保するため、平成49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2・1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成にあたっては、復興特別所得税の記載漏れのないようご注意ください。

なお、還付申告の方も含め、申告される全ての方に、復興特別所得税の記載が必要となります。



◆公的年金等を支給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が4百万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告が不要です(源泉徴収された税額の還付を受ける場合などは、確定申告書を提出することができます)。

税務署への確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要

な場合があります。住民税に関する詳しいことは住民課税務係へお問い合わせ下さい。

◆平成26年分消費税 課税事業者のみさまへ

消費税(地方消費税を含む)の税率は平成26年4月1日から8%です。

平成26年分の消費税及び地方消費税(個人事業者)の確定申告書は、課税取引を旧税率(5%)が適用されたものと新税率(8%)が適用されたものとに区分した帳簿等に基づき作成する必要があります。

なお、平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

おって、消費税の確定申告書を提出される方は、該当する付表を添付して下さい。

詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「消費税法改正のお知らせ(社会保障と税の一体改革関係)」をご覧ください。



◆記帳・帳簿書類の保存制度について

平成26年1月から個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。

①対象となる方

個人の白色申告者のうち、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です(所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も対象となります)。

②記帳する内容

収入金額や必要経費に関する事項について、取引の年月日、相手方の名称、金額や日々の売上げ・仕入れの合計金額等を帳簿に記載します。

記帳にあたっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

③帳簿・書類の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や棚卸表、請求書、領収書などの書類を保存する必要があります。

